

柏崎刈羽原子力発電所 6、7 号機の特定重大事故等対処施設に関する
設計及び工事計画認可について

2025 年 9 月 30 日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、柏崎刈羽原子力発電所 6、7 号機の特定重大事故等対処施設について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 9 に基づき、これまで設計及び工事計画認可申請を分割して実施しております。

6 号機については、3 回に分けて実施する予定であり、原子力規制委員会に対し、第 1 回について 2025 年 2 月に申請を行い、2025 年 7 月と 2025 年 9 月に補正書を提出しております。

7 号機については、4 回に分けて実施しており、同委員会に対し、第 1 回は 2023 年 1 月に申請し、2024 年 3 月、2025 年 6 月及び 9 月に補正書を提出、第 2 回は 2023 年 7 月に申請し、2024 年 3 月、2025 年 7 月及び 9 月に補正書を提出、第 3 回は 2024 年 1 月に申請し、2025 年 7 月及び 9 月に補正書を提出しております。

あわせて、同委員会及び経済産業省に対し、電気事業法第 47 条に基づき、2025 年 7 月に 7 号機の工事計画認可申請を実施し、9 月に補正書を提出しております。

[\(2025 年 9 月 5 日までにお知らせ済み\)](#)

昨日、設計及び工事計画認可申請（6 号機第 1 回及び 7 号機第 1, 2, 3 回）について、同委員会より認可をいただきました。また、工事計画認可申請（7 号機）について、昨日、同委員会及び同省より認可をいただきました。

引き続き、同委員会による審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を踏まえ、更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

○ 特定重大事故等対処施設

発電所への意図的な航空機衝突等による大規模な損壊で広範囲に設備が使えない事態において、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な原子炉圧力容器の減圧、注水機能や原子炉格納容器の減圧・冷却機能等を備えた施設

【添付資料】

- ・ [柏崎刈羽原子力発電所 6 号機の特定重大事故等対処施設の概要と許認可申請の状況](#)
- ・ [柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の特定重大事故等対処施設の概要と許認可申請の状況](#)

以 上